

南九州市告示第39号

南九州市川辺仏壇振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月12日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市川辺仏壇振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市川辺仏壇振興事業補助金交付要綱（令和3年南九州市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の3分の1以内」を削る。

第3条中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。